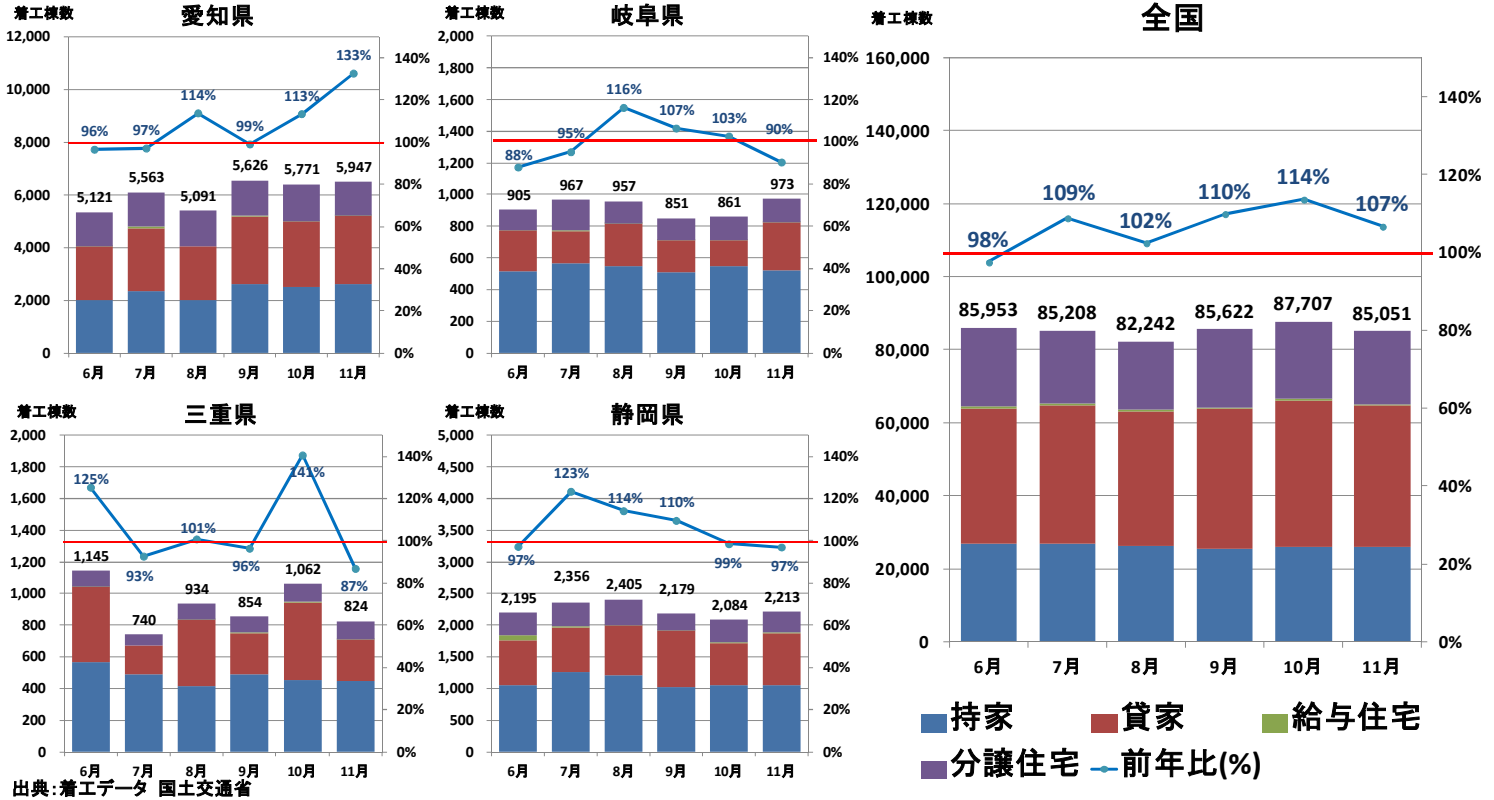


## 東海4県の着工推移



## 宅建業法改正の施行期日を定める政令が閣議決定

2016年6月に成立した「改正宅建業法」は、2017年4月1日に「宅建業者による重要事項説明の簡素化」などが施行され、**2018年4月1日に「インスペクション規定」の施行が決定**しました。

### 【インスペクション規定とは】

- ① 媒介契約締結時に建物状況検査(インスペクション)のあっせんに関する事項を記載した書面交付
- ② 買主に対して建物状況検査(インスペクション)の結果の概要等を重要事項として説明
- ③ 売買契約成立時に建物の状況について売主・買主双方が確認した事項を記載した書面交付を宅建業者に義務づける

詳細は国土交通省ホームページで確認ください(<http://www.mlit.go.jp/>)

# 住宅ストック循環支援事業

若者の住居費負担の軽減、良質な住宅ストックの形成及び既存住宅流通・リフォーム市場の拡大を図るため、**既存住宅売買瑕疵保険に加入する既存住宅の取得や、耐震性が確保されたエコリフォーム、一定の省エネ性能を有する住宅への建替えの取組**に対して、国がその費用の一部を補助する事業です。

## ◎良質な既存住宅の購入に対する支援

『良質な既存住宅の購入に対する支援事業』は**若者が既存住宅を購入した際**、インスペクションやエコリフォームに対して補助をする制度です。

### 【補助要件】

- ①若者（予算成立日（平成28年10月11日）において、40歳未満の者とする。）が、自ら居住する住宅として、既存住宅を購入すること
- ②インスペクションが実施され、既存住宅売買瑕疵保険が付保されるものであること
- ③予算成立日（平成28年10月11日）以降に売買契約を締結し、事業者登録日以降に、既存住宅の引渡しを受けること

### 【補助事業者】

次のいずれかに該当する法人または個人事業主とする

- ①既存住宅の販売又は媒介を行う宅地建物取引業者
- ②既存住宅の建物状況調査（インスペクション）を行うインスペクション事業者

### 【補助対象】

- ①インスペクション：依頼主に費用負担が生じるもの（自身が行うものは補助対象外）
- ②エコリフォーム：住宅のエコリフォームの対象工事と同じ

### 【補助金額】

- ①インスペクション：5万円/戸
- ②エコリフォーム：住宅のエコリフォームの補助額と同じ